

新 城 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会

令和5年12月18日（月曜日）

議会運営委員会

日時 令和5年12月18日（月曜日） 午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 請願の審査

令和5年請願第4号 市議会HPの議員紹介ページの改善、改良を求める請願
「説明・質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

陳情 新城市議会に「いかなるハラスメントも許さない」との意思表示を求める陳情
「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	鈴木達雄		
委員	小林秀徳	竹下修平	鈴木長良	浅尾洋平	
議長	長田共永	副議長	佐宗龍俊		

欠席委員 なし

参考人

續木智志

紹介議員

山田辰也

説明のために出席した者

な し

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美

開 会 午後 1 時30分

○丸山隆弘委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日は、14日の本会議におきまして、本委員会に付託されました令和5年請願第4号及び議長から送付されました陳情1件について審査をいたします。

これより、請願の審査を議題とします。

請願者、續木智志氏から提出されました令和5年請願第4号 市議会HPの議員紹介ページの改善、改良を求める請願を議題とします。

本日は、参考人として續木智志さんの出席を得ております。また、説明のため紹介議員として山田辰也議員の出席も得ておりますので併せて報告をいたします。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず議会運営委員会の請願審査のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から御礼申し上げるとともに、忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いをいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から請願に関しての御説明や御意見を述べていただきまして、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いをいたします。

紹介議員にはその後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いをいたします。

それでは、續木智志さん、よろしくお願いいたします。

續木智志さん。

○續木智志参考人 それでは、今日はですね、私のお話を聞いていただく場をつくっていただき誠にありがとうございます。ここから先は失礼ですが着座で説明させていただきます。

まずですね、今回の請願をするに当たって

ですね、私、自己流で先月、請願をさせていただいて、その前は陳情という形でほかの方たちがどんなふうなことを訴えてらっしゃるのかなということで、ちょっと知りたくなりまして、先週末、厚生文教委員会を傍聴させていただきました。

その際にですね、紹介議員はもちろんなんですが、それを審議される議員の皆様がですね、その請願の内容に対して物すごく念入りに下調べをしている姿を拝見しまして、感動を覚えるとともにですね、この新城市をよくしたいと思われる市民の皆さんがこの場に座っていただいて意見を述べる機会というものを増やしていきたいと、そんなふうに改めて感じました。

ここというのは、私からしますと新城市の縮図のような場所であります。自分の抱えている、考えている新城市の課題とか、そういったものを議会というものがどんなふうに捉えて、どんなふうに取り組もうとされているのかということが非常に分かる大変よい機会だと思っております。

そして、今回の請願というのはそのハードル、それから門戸を広げるという意味でこういった改善はいかななものかということで提案をさせていただいているという次第でございます。

そして、請願書の2ページ目、最後の4行にありますように、今回はですね、この紹介議員を探すという行為が果たして課題であるのかどうなのかというところを、まず実際の利用者である請願者である私が感じた不自由というものを改善すべきかどうかという方向づけをしていただきたいと、方法に関しては今回、問いません。

なぜかという山田議員も腹案があるというふうにおっしゃられてますし、まずはそれをよくしようと、その門戸を広げようという方向に進んでいただくことが目的ですので、請願の内容について効果があるかどうか、ある

いは、それがつながるかどうか、ということに関しては、あまり重視していないというのが現実問題としてありますので、そこについては皆さんのできる限りの手法によってですね、そちらの私が求める方向に進んでいけるということであるならば、そこについては、そのとおりにお任せするという考えであります。

この後ですね、私がなぜ請願を活発化したほうがいいのかということについて、ちょっと私なりの考えを伝えさせていただきます。

書かれている内容に関しては、先ほど言ったように方法はあまりこれだというふうに決めつけておりませんので、その考えを聞いた上で議会として、この紹介議員を探すという行為について、改善をしていくかどうかということについて審議をいただければなというふうに思います。

ちょっと、例え話を何個かするんですが、あくまで私の主観になりますので、それはあなたの解釈が間違ってるとか、そこにフォーカスして話をしてしまうとですね、議題とずれていってしまいますので、あくまで續木という人間は、新城市の課題というものをそういうふうに見てるんだなというふうに解釈して、お話を聞いていただければと思います。

今ですね、この表に黒い丸を書いてあるんですけども、これ何かといいますと、私から見た新城市の課題をイメージしたものになります。

新城市の課題、議会でいろいろあれこれ語られておるんですけども、それらの課題というのは決してばらばらのものではなくて、複合的に様々な問題が、様々な原因であったりとか、あるいはその原因が基に、新たな問題を生んでいたりとかというふうな考え方なので、問題というのは個別ではなくて、複合的に一つの問題であると。

例えるならば、今、山田議員が積極的に取り組まれている給食センターの問題。これは

人口減少の問題が解決すれば、決して妥当な、無駄な公共事業じゃないかというふうな考え方も解消されると、じゃあ人口減少何でなんだという話になると、魅力的なまちづくりができてないからじゃないか。じゃあ魅力的なまちづくりができて人口が増えれば、給食センターは問題ないじゃないか。じゃあ何で魅力的なまちづくりができないんだというと、財源がないからだ。じゃあ財源がないのはなぜだ、じゃあ無駄な公共事業じゃないかという形で、それぞれ別に語られてしまいますと、なかなか大事なことは何なのかということが見えてこない。

なので私としては、この問題、新城市の抱える問題というのは切り離して別々に論じられてはいるけれども、一つの問題の部分、一箇所であるという認識であります。

この問題というのは、新城市民であれば全ての人が共有しているということです。影響の多い少ないはあれども、何か問題が解決すれば、その市民にとって必ず有益である。逆に言えば、市民がそこにプラスの働きかけをすれば、誰かのプラスの考え、プラスの影響が発生するというような考え方で、私はこの政治というものの課題を見ておるということになります。

これに対してですね、ここにライトがいっぱいついた大きな照明があります。この暗闇になっている問題を照明で照らす。これ何のライトかといいますと、議会がこれを3か月に1度、ここが問題じゃないかと言って、この問題を照らす。そうすることによって問題が浮かび上がって、それに対して審議が行われるという考え方です。

このライトの照らす範囲と、この問題の暗闇の部分というものの、議員さんによって認識が違うと思います。新城市の問題に対して議会が照らしている部分というのは極めて少ないんじゃないかと思われる議員さんはですね、議会とは別に、自前の懐中電灯を使って、こ

の光の当たってない部分に対してアプローチをされていく。

例えば、山田議員であつたり、長田議長だつたりすると、地域の子育てのために旗振りなんかをされてますよね。それは多分、子どもたちの成長だつたりとか、子どもが増えてほしいという思いで、そういった活動をされてるんだと思います。あるいは、政党に所属されてる方であれば政党の集まりがあつたりとか、地域の政治団体に対して何かそういうところに顔を出したりとかという形で各議員さんたちというのは、僕もこういった活動をするまでは全く知りませんでした、議会の外でも政治の活動をされていると。

今回ホームページに記載したほうがいいのではないかというのは、そういった議会の外で、個人の議員さんたちが問題だと思って、それらの問題を解決するために活動している内容が、市民の皆さんに知っていただけると、その問題を問題だと思っている市民の方が議員さんに相談をしやすくなるのではないかということで、自己紹介のページとSNSのリンクを貼ったほうがいいんじゃないかというふうに考えています。

そして、今回は、私が市民の意見を議会に届ける、もっと届くようにしたほうがいいんじゃないかという問題と、山田議員も同じように市民の声をもっと議会に届けるべきだといって、この同じところにですね、これ僕のライトです。同じところに光が当たったので、これはやっぱり市民全体の利益につながるのではないかということで、ちょっとこの大きめの請願ライトというものをここに照らしてですね、こうやって皆さんでこの問題について話をしてほしいというお願いをすると、こういう行為が僕の中での請願という行為だと解釈しています。

このような形でですね、様々な角度から、いろんな光が当たるほうが私はいいと思っています。なぜかという、この問題がですね、

どれほどの大きさで、どんな形をして、何でできているのかということが把握できれば、限られたリソースですね、財源であつたりとか、あるいは人手、そういったものをより効果的に使うことができると思っているからです。

例えば、左手をけがしたといって、けがの治療をしていて、けがを一生懸命治そうとしていたら実は頭から血が出ていたというような形では困りますので、問題の全体像を把握すれば、その問題に取り組むことの賛否ではなく、何から取り組むべきかという優先順位を決めることができます。

そして、私から見限りそういったことで、様々な角度から今議論が行われているのかということに対して非常に疑問を感じる人が多いものですから、私としては、請願という形、皆様にとってはこの議会という場所は日常かもしれませんが、市民が何も知らない、市民がこういうこと問題じゃないかということに対して、それはあなたが勉強し足りないからですよって言って切り捨てるのではなくて、そういうふうに思われることは何でなんだろう、何が問題なんだろうということを実際には解決しなければならないのに、一部の方だけで決めたがってるのかなというふうに感じる部分もありますので、私としては、市民の方が新城市をよくしたいと思って、様々な角度から光を当て、この問題の全体像をつかみ、限られたリソースがより効果を発揮するように、議論をなされていくべきだというふうに感じております。

そしてですね、私を感じている1番の理由は何かといいますと、市民の声という単語がですね、非常にいいように使われてるんじゃないかというふうに感じております。先週の厚生文教委員会でもですね、桜淵の再整備計画において、市民の方たちがプランを出したと。その2年後にはそれをひっくり返すような方針が決まったというような話がありまし

た。

その一方でですね、新城東高校に関しては使い道も分からないのに、市民の人たちを集めてですね、利活用をしたほうがいいという人を集めて、スポーツ施設に使ってほしいという、まだそれを使うかどうかということに関しても、まだはっきりしないまま、なぜかそこに対して整備をしようというお金が下りてしまうと。

一方では、もう既に利用者がいる、もう一方では何に使うかわからないにも関わらず、どちらも市民の声というものが、一方では行政の方針だといってばっさり切り捨てられて、もう一方では市民の声があるからといって予算が通ってしまう、これは、市民の声というものが、何かやりたいことに対しては推進力として発生して、それに反対するものに関しては仕方がないと言ってばっさり切られる。私はこの請願の活動が活発化してくることによって、市民の声という価値が上がることになる、上がると考えています。

そして、そうなることによって、やはり議会も、そして市長も緊張感を持ってですね、政治に取り組む。そして、またこういう活動を通して議員、議会と市民との距離が縮まってですね、絆ができればそこに対して市民も何か能力を提供しよう、自分にできることを提供しようということにつながってですね、新城市の発展につながるというふうに考えております。

ですので、今回のこの請願の内容というのは、その第一歩としてですね、まずは自分の困ったことと、議員の皆様が課題だと思っていることとをつなげる第一歩としてぜひとも前向きに御検討いただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ありがとうございました。

以上で、参考人からの説明、または御意見は終了いたしました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますけれども参考人におかれましては、委員長の許可を得てから御発言をお願いいたします。また、委員に対しては質疑をすることができませんので、御了承願います。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まず、請願者の續木さん、ありがとうございます。分かりやすいスライドも使ってお話で、内容については私自身本当に、全面的に納得というか、同意する内容だというふうに思いました。

そこで、今回こういった御提案、ホームページ、メールアドレス、SNSのアカウントのリンク、また、自己紹介の項目については議員自身が編集できる、そういったものを作ったらどうだというような内容であるかと思いますが、そういった續木さん、住民として、今お話あったように、いろんな問題新城市にはいっぱいあると思うんです。

そこで何をチョイスして、どこを解決というところも一方で早急に求められている時代だと思うんですが、そういう中でこういった請願書を出しながら、市議会と議会とのやり取り、また、信頼関係が醸成する中で、市長との緊張関係も含めて、まちづくりをやってこうというようなお話ではないかなとも思いますが、今回、山田議員が紹介議員としてなって提出に運んだということなんですけど、そういう中で、実際にこのホームページを見られたと思うんです。これを出そうと思ったときに、そういう中で、そういった思いがある中で、どういったところが不都合だったのかとか、どういったところが分かんなかったとか、そういった具体的な何か感じたことがあるんだったら、ちょっとそこら辺も参考に教えていただきたいなと思います。

○丸山隆弘委員長 續木智志さん。

○續木智志参考人 私としましてはですね、

まず、使われている画像というものが、実物よりも非常に人相が悪く映ってるなというふうな印象を受けました。画質も荒くですね、ポスターで見る、すてきなポスターと比べてですね、いかにもここのどっかで撮ったのかなというような画像が使われていて、なかなか親しみやすい写真ではないなというふうに感じました。

もう1点はですね、連絡先が自宅しかないんですね。今どきの人たちってもうみんな携帯電話を持たれていて、主にはですね、やはり携帯であったりとか、メール、LINEが使われることが多い中でですね、やはり議員の皆さんというのは、僕自身もすごくそうでしたけども、どんな生活を送られてるのかということが非常に謎だったりするわけですね。何時に電話をしたらいいだろうとか、何より面識がない方に対してですね、こういったことを、いきなりこんな電話をしていいのか。実際かけてみるとすごく聞いてくださるんですけども、やはり面識がないという中で、相談事をするということは非常にハードルが高い。

ですので、議員の皆さんもやっぱりいろんな様々な意見がある中で、中には嫌がらせみたいなこともあったりするんで、やっぱりワンクッション、メールという形で、こうこうどここの誰ですと、そういうことをきちんと名乗った上で、こういうことについて御相談したいんですがということに関して、あまり前向きでないのであれば、ちょっとすみません専門分野じゃないのでというふうに断りもしやすいと思いますし、お互いにとってですね、まず文章から入って、ぜひお話聞かせてくださいとかというふうなファーストコンタクトの取りやすさをぜひとも改善していただきたいなと。

また、議員さんたちがどんなふうな活動をされているのかということも、議会というのは正直生中継もされているので、ちょっとよ

そ行きなのかなというふうにも僕自身は感じています。むしろ、市民にとって身近なことというのは議会の外でやられている草の根活動といいますかね、そういった実際にお話を聞いたりとか、そういう活動がメインではないかと思うので、やっぱり、ある意味その議会で話し合われていることというのは、天上界みたいな、ラピュタみたいなところで神々が話し合ってるようなイメージで、生活に身近じゃないんですね。

本当はさっき言ったように、この図のようにつながっていないということはないんですけども、光と光の間に闇がありますと、ここがつながっているという認識ができない。なので、まずは議員の皆さんが照らしていただいて、そこにヒットする人たちから、話を持ってきやすくするというのが今回のホームページの改善においては、やっていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに考えてます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

なるほどというちょっと感想なんですけど、ちょっと具体的な話になっちゃうので、そこまで考えてないと言われれば考えてないということでは言っていなければいいんですけど、自分の自己紹介のホームページとかというのは大体、どれぐらいのスペースを割けばね、そういったちょっと身近に感じられるのか、どうかとか、そういった分量とかというのは、どんな感じで思っているのかというのとか。

あとは、もしも他市町ではこういうふうなところが見やすかったよとか、そういった参考になるようなものがあればちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 續木さん。

○續木智志参考人 私としましては、やはりスマホの画面、1画面ぐらいしかやはり今、

字を読むという文化がだんだん廃れてきてますので、それぐらいが限界かなというふうに考えてます。

そして、1番いいのはですね、何かY o u T u b e とかで自己紹介の動画みたいなものを取っていただいて、そのリンクが貼ってあれば、市議会議員の何々ですと、私はこうこうという理由で市議会議員になりました。今はこういう活動をしております。同じような問題意識のある方はぜひお話聞かせてくださいとか、こういう部分で協力していただける方を募集しますみたいな感じで。

僕の目指す理想の姿というのは、市議会議員に投票をすれば、その人が何とかよくしてくれるんだという政治家と市民との間柄ではなくて、政治家の活動と自分の活動が相乗効果を示して、新城市がよくなると。なので依存関係ではなくて、共存関係の政治家と市民という関係をつくりたいというふうに思っているので、お任せくださいとか、私が日本をよくしますみたいな乗りというのはちょっと僕の中では、今この時代において、ちょっと大風呂敷広げ過ぎかなというふうに感じているので、やはり自分と同じような人が集まるようなことを、あるいは求めている人を紹介するという流れがいいのかなというふうに考えてます。

他市のことで言いますと、やはり新城市というのは、高齢者の方が多い関係か、なかなかSNSをやってる議員さんが少なくて、やってたとしても開店休業だったりすることが多いので、ホームページに関してはどこも似たり寄ったりかとは思いますが、実際に活動されるにしても支援者の方というのは多いにこしたことはないと思うので、そこが議員さんにとっても利益になって、市民にとっても利益になるというのが理想なのかなというふうに感じているので、むしろ、SNSをうまく活用してというふうに今は考えているところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

竹下修平委員。

○竹下修平委員 まずは、御説明ありがとうございました。

趣旨のほうは理解をさせていただきました。その上で、冒頭、續木さんのほうからも、請願の趣旨というのが1番大事であって、ここに書かれている手法については、二の次というか、ここに限らず、いろいろ考えていただければといった、そういった発言があったかと思います。

実際に、我々もこの趣旨に基本的には沿ったような活動を皆さんしていただいているというそういった中で、具体的に、これ以外の手法として、どういったことが議会のほうでやれば市民と議員の距離が近くなって、あの人に請願お願いしたいな、相談があったときに頼りたいなと思っていただけるのか。

例えば、議会の公開日をつくって、市民の方が物々しく、何か名前を書かなくても交流をしに行きやすいような時間とか、そういう機会があればいいのか、そのあたり少し具体的な、ほかの提案とかあればお聞きしたいなと思います。

○丸山隆弘委員長 續木さん。

○續木智志参考人 1番いいのはですね、やはり傍聴に来ていただくというのが理想的なんですけれども、なかなか平日にやられてるということで見る機会がないと。たしか何年前だったか分かりませんがインターネットのY o u T u b e で議会を配信しましょうということもあったりとか、もっと言うと、委員会なんか見えますと、あそこにいるからこそわかる空気であったりとか、雰囲気とか。あるいは議員の方同士が討論みたいな形になるので、その人のものの見方とか、考え方とか、捉え方ということも非常に分かると思うので、できればまず議会の行ってる皆さんの

働きっぷりを多くの方に知っていただく機会を設けていただきたいというふうに考えてます。

もう1つはですね、やっぱり議会報告会が今、年に2回以上、その回数を増やしていただいて身近にお話をする機会を設け、回数を可能な限り増やせていただけたらなということがもう1点。

そして、何よりですね、皆さんが個人的に解決したいことというのを、私はすごく知りたいなと。何のために議員になったんだとか。あるいはこういう問題を解決したくて議員やってますみたいなことをお話していただけると、同じような問題を感じている方はですね、きっと応援してくださると思うんですよね。そういった思いこそが、やっぱりそこに参加しようとする何よりのエネルギーだと私は考えてます。

なので政治家になられる方はですね、信念で動かれてるかもしれませんが、私のような市民はですね、やっぱり己の利益のために政治活動している部分もあります。それは己の利益とは何かという自分の生活が少しでもよくなるということです。

なのでこういった私が請願をしている理由というのは、私の生活がよくなるためにやってるんですね。なのでここで言った丸がつながってると思ってるから、私はここに来るわけです。これがつながっているというふうに体験するためには、やっぱり請願をして、その意見が議会に取り入れられて、結果としてその人の生活がよくなるという体験をすればですね、じゃ私が頑張ればもっとよくなるかもしれないということで、次の一步につながるというふうに考えているので、やはり市民の方の抱えている問題を聞いて、それが政治とか、議会の力によって改善されるという体験を、ほんの少しでもいいので、するような機会をつくっていただきたいというふうに考えてます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 それでは引き続き紹介議員に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

以上で、紹介議員に対する質疑は終了いたしました。

誠にありがとうございました。

一旦、これで参考人に対する意見等々については終了させていただきます。

山田議員、ちょっと退席をお願いします。

続いて、陳情のほうもありますので、すみません。

〔山田辰也議員退席〕

○丸山隆弘委員長 引き続き、陳情の審査を議題といたします。

陳情者、續木智志さんから提出されました、新城市議会にいかなるハラスメントも許さないとの意思表示を求める陳情を議題とします。

本日は、参考人として續木智志さんの出席を得ております。

委員長からの御挨拶は、先ほどさせていただきましたので省略させていただきます。

議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して説明をしていただいて御意見をいただいて、その後、委員から質疑にお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、續木智志さん、よろしくお願いいたします。

○續木智志参考人 それでは引き続きになりますが、よろしくお願いいたします。

10月25日にですね、下江市長のほうにですね、ハラスメントを許さないということを意思表示していただけないかということに関してですね、下江市長が新城市においてはですね、ハラスメントに厳しい態度を、あつて

はならないという強い意識でありますという、強い意志を持った回答をいただきました。

私としましては、組織を統べる者として、市長には、そういった意思表示をしていた。そして、議員の皆様においてはですね、市民の代表として、そういった意思表示をしていただきたいというふうに考えております。

なぜこういったことが必要なのかということに関してなんですが、それまでですね、ジャニーズの問題であったりとか、ビッグモーター、それから今、宝塚のことなんかもやっておりますけども、世の中が今ハラスメントに対して非常に強い関心を持っていると。その中においてですね、そういうハラスメントのない社会に向けて進んではおると思うんですけども、そこに対して一歩でも二歩でもここで意思表示をしていただくことによってですね、そういう世界が来る、そういう社会になるということの加速させたいという思いが強くなります。

それは私自身がですね、ハラスメントの被害者であってですね、私のような人を1人でも生まないように、今苦しんでいる方が少しでも楽になるようにというふうに考えてのことです。

一昔前はですね、手を出したら負けと言われておりましたが、今は怒ったら負けというような時代になってきたのではないかなというふうに感じておるんですが、今の報道を見ておりますと、実際のハラスメントという言葉が独り歩きしてですね、ちょっと暴走ぎみなかなというふうに感じております。

私は被害者ではありますが、加害者がですね、今のようによこばこに叩かれるような社会を望んでるわけでもなくてですね、被害者がやたら手厚く救済される世の中でもなく、ハラスメントそのものを選択しないと、そういうことがいかに無益かということを知ってですね、ハラスメントという選択をしないような世の中になることを望んでおるので、今

の風潮というものに、今の風潮というものにはちょっと、ある意味、真の被害者が色眼鏡で見られるような要素を含んでいるので危惧しております。

具体的な説明に入る前にですね、私が考えているハラスメントの定義というものについて説明をさせていただきます。

先ほど言ったように世の中が思うハラスメントという行為と、実際に被害を受けた者が使うハラスメントというものでは、認識に非常に大きな隔たりがありますので、その調整をした上で、私がなぜ意思表示をしていたかということについて説明をさせていただきますと思います。

こちらは厚生労働省が提示しておりますハラスメントの要素を、ちょっと読み上げますね。

1つ目は、優越的な関係に基づいて行われること。そして、2つ目は業務の適正な範囲を超えて行われること。3つ目は、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害することと、この3つを満たした状態というのをイメージしていただきたいんですね。

多くの方のイメージというのはこういうですね、部下の方が何かやらかして非常に強い叱責を受けているようなシーンを思い浮かべるかと思います。現に福岡の市長さんが運転中にスマホを見ている職員に対して非常に厳しい叱責をしたと、あれをハラスメントだというふうに報じられているんですが、あれは怒られる側にも理由があるので、ハラスメントには当たらないんじゃないかと。

実際にはですね、このハラスメントの定義というのは、こういうふうになってるんですけども、字面どおりではなくてハラスメントとして認められるには、いろんな前提条件があります。それらを超えてないと、指導とみなされたり、あるいはけんかとみなされたりして、ハラスメントということに関して、非

常に字面だけではなくてですね、実態としてハラスメントとして認められるには、なかなか非常に高いハードルがあるというふうに、まずそこが第1点、世の中のイメージと違うということですね。

こういった行為を通して、ハラスメントをする人たちというのは、ある目的を果たそうとするんですね。実際に、意図的にハラスメントを行っている人たちは、これは私がハラスメントの状態というものを、イメージ化した表になります。

そういう叱責とか、理不尽な行為によってですね、ここに被害者いますけども、この人の周りにですね、恐怖とか不安という壁をつくり上げていくんですね。

そして、これがある一定の高さまで来ると、この上から一方的にハラスメントを行います。ここにパワハラ6類型というものがありますけれども、様々な行為によってですね、ここから一方的にハラスメントを行うと、この1番の目的というのは服従です。何か無理難題を押しつけたりとか、あるいは無賃労働であったりとか、そういった形でですね、この人から搾取をするために絶対に抵抗できない。あるいは反撃できないような状況をつくり上げる、この状態にならないとハラスメントとは認定されません。

木曜日の議会ですね、今泉議員が質問をしてました。15件相談があって、認定されたのはゼロ件です。多分、こういう状態になってないからゼロ件だったんじゃないかなというふうに思います。

それに対して、こういうことを理由に辞めた人はゼロ件ですという話がありました。私がふと思ったんです。それ聞いたとき、作手の診療所の件は入ってるのかな。多くの方がですね、ハラスメントに遭うと体調を崩します。

私もそうです。やっと来月ぐらいから働けるようになるまでにですね、私2年ぐらいの

時間を要しているんです。職場のほうにこれはハラスメントで体調悪くなったんだと言うとですね、いやそれは私傷病で休んでるんだと。会社の規定で1年間休職をした場合には自然退職となりますのでということで、ハラスメントはなかった。あなたは私傷病で休んで、自然退職ですと言って首を切られてしまうと。なので、この認定に関しては非常にハードルが高いということをぜひ知っていただきたいと思います。

そのようなですね、非人道的なハラスメントがなぜ起こってしまうのかということを私は当事者としていろいろ考えました。

まずはですね、被害者側の要因についてです。いろいろあるんですが、1番はですね、この被害者が雇用の継続を望んでいる場合、何かそういったことを相談して、それが実際ハラスメントとして認められなかったときにですね、上司に盾突いたとか、和を乱したとか、そういうふうな形で自分が職場にしばらくなくなるんじゃないかということで、なかなかですね、こういった被害自体を相談するということに対して非常にハードルが高いということです。

2つ目、立証責任が被害者側にあるということです。確かにこれは法律的には仕方がないです。何か言いがかりを言ってですね、加害者と呼ばれる人が何かしら言いがかりをつけて、やってもないのに追い出されてもいけないので、立証責任が被害者にあるというのは妥当なんです。多くの方はですね、相談をしないというのも、組織を思っていることなんです。私が我慢をすれば、うまく済むんだということで、まず選択肢として、事を荒立てないことを大前提としてやってるので、立証責任と言われてもですね、証拠が手元にあるケースというのは極めてまれです。

なので、いざ何か訴えたとしてもですね、水かけ論になることが非常に多いです。厳しい発言があった。いや言ってないよ。いやで

も言いました、言っていないよというやり取りになるので、そうなった場合に当然立場の上の人たちのほうが優位に立つケースがあるので、この立証責任が被害者側にあるということのもまたこれも非常にハードルが高いと。

最後3点目ですね、味方や協力者が得られるということが非常に少ないです。ハラスメントを行っている方というのは職場でもハラスメントをやってる人だというふうに認識されるので、ここで、いやあの人ハラスメントしましたなんて言うと、次は自分に基本的に向かかと思ってですね、一気に離れていきます。

私も、今ハラスメントに対して戦ってますけども、それまで仲よくしてて、いろいろ体調を心配してた人に、ちょっとこういうことをお願いできないかなといったら一気に離れていきました。

なのでハラスメントは、ハラスメントの被害者というのは非常に孤独で、高いハードルを乗り越え、なおかつ雇用の継続というものも困難になるという状況から、実際にですね、赤裸々に被害を訴えて何とかしようという活動に取り組むということ、取り組んでいる人というのはもう既に被害に遭ってぼろぼろになってる人が、もうこれしかないという最後の手段としてやられてる方が非常に多いんじゃないかなというふうに思います。

次にですね、加害者側の要因について、1つ目はハラスメントだと認識してない方が非常に多いです。特に私もそうですが、若い頃というのはですね、体罰当たり前だったんですね。仕事というのは怒られて覚えるんだみたいなことも中にはあるかと思いますが、それはそれでそういう文化があったこと自体は認めますが、時代が変わったという認識が追いついておらず、それ自体がハラスメントだというふうに感じてない方が非常に多いと。

2つ目ですね、ハラスメントによって利益を受けてるケース、この場合はハラスメント

を正してしまうとですね、その利益がなくなってしまうために、これに対して解決に向かわないということです。

これは私のケースなのであれなんですけども、私の職場というのはですね、仕事が始まる20分前に出勤して、朝礼と掃除と、あと清掃活動、これを毎日やってたんです。あれおかしいなと思って、僕は労働基準法をちょっと勉強してたのでおかしいなと思ってですね、言えないわけですね。おまえなんだ、うちの会社の方針に逆らうのか、言えなくてですね、どうしようかなと思って労働基準監督署に行って行政指導が入ったんです。

行政指導が入って、これ正されたんですけど、その後、任意で協力してくださいみたいな話になって、出なかったがゆえに私は嫌がらせを受けると。なので行政すらも、やっぱりこのただで労働力を得られるという魅力に駆られてですね、行政指導すらも無視して、何か暗黙の了解でやってくださいみたいな、それに対して抗議をする人に対して、和を乱すと、こいつがこういうことをするとほかの人も同調するんじゃないかということで嫌がらせが行われるということです。

なので利益を出ている場合、出ている場合というのは、なかなか実際に指導が入っても、正さないというようなことがあるかと思います。

そして、3つ目ですが、組織としての利益を優先すると、例えば非常に中核となっている方がハラスメントを行っていて、その方をハラスメントとして処分をしてしまうと、組織として回らなくなる。あるいはですね、会社のトップがハラスメントをしていると、ある人をそのトップが処分をしてしまうと、自分の責任が追及されるのではないかということを考えて、ハラスメントの解決に対して二の足を踏むというようなこともあるかと思います。

私、本当に私の主観で申し訳ないんですが、

私の会社、勤めていた会社の社長は朝礼です
ね、ある特定の従業員さんを名指しにはし
ませんが、こういうばかな奴がいてみた
いな話をしてですね、さらしたりとか。ある
いは何かしらのことに対してですね、自分
の意にそぐわない人を非協力的だと言っ
たりとかですね、そういうさらすという行
為をやって、暗黙の了解でそういった心理
的な圧迫をかけるということが非常に行わ
れてきました。

このようなですね、被害者、加害者双方
の事情があって分かっちゃいるけど、なか
なかなくせないというのが現実だと思っ
ております。

私はですね、これらの実情を踏まえてど
うしたらハラスメントがなくなるのかとい
うことを考えました。

1つ目はですね、これが私なりの今考える
一つの結論になるんですけども、先ほどい
なかった、ここにですね、群衆がいるん
ですね。市民の代表である皆さんがハラ
スメントは許さないと、意思表示をして
いただくことで、もう新城市全体がやっ
ぱりハラスメント駄目だよねという社会
通念ができ上がる。ごみを捨ててはいけ
ないとかですね、そういうふうなもうあ
る意味ハラスメントはいけないという共
通認識ができると、このハラスメントを
している人が、あいつやばいよねみたい
な。人の目を気にして、ハラスメントを
しづらくなるんじゃないか。

2つ目、先ほどは非常に高い壁がありま
したが、ここが坂道になってます。何で
かという、今ネットが普及してですね、こ
ういうハラスメントに対してはこういう
対応したほうがいいですよというように
、非常に情報としては出回ってます。そ
れプラスですね、例えば、法改正があっ
てですね、きちんとハラスメントの定義
が決まっていたりとか、あとは裁判所
で裁判外紛争解決手続、ADRと呼ばれる
手続でですね、気軽に労働審判で

あったりとか、調停とかという、調停あ
っせんというような司法の手続も非常に
簡略化されています。

なので、いざやり返そうと、この人が
ですね、ちくしょうと思ってやり返そう
としますと、できてしまう状況になりつ
つあると。さらには法整備がされている
ので、ここにお年寄りがいますけども、
経営者までも処分されるという時代にな
ったと、こういった時代が変わったん
ですよということを、皆さんが意思表
示していただければ広まるきっかけにな
るというふうに考えてます。

最後ですね、こちらのほうの壁がなくな
ってます。逃げ道を確保していただきたい
ということです。ハラスメントに遭って
る方は非常に自尊心が下がってます。お
まえなんかできない、おまえなんかど
この、よその会社行ったらって通用し
ないということで徹底的に人格を否定さ
れます。なぜなら反撃されないように
するためです。なので、様々な選択肢
があるということを忘れがちです。

皆さんが意思表示をしていただくこと
で、ハラスメントをしないという会社
が増えれば、ハラスメントはいけない
ということが広まればですね、ハラ
スメントをしない会社というものが
増えてきます。そうなれば、転職を
することによってその苦しみから逃
れることができる。

そして、2つ目、私が新城市民病院で
4年ぐらい治療を受けてますけども、
やはり適切な医療を受けなさいとい
うことを広めていただきたいと。

3つ目、行政による実は救済窓口とい
うものがあります。新城市でも広報し
んしろで掲載していますけども、人権
相談であったりとか、命の相談窓口、
それから私が利用した労働基準監督
署など、こういった選択肢もあるよ
うなことを広めていただきたい。

そして、1番のメインはですね、この
4番、ハラスメントを許さない人、こ
こに議員の皆

様に加わっていただきたい。もし、先ほど言ったように、市民と議員の距離が近づけばですね、何か自分がハラスメント遭ってるんだよねというときに、いやちょっと聞いてもらえますかという相談を受け入れ先になっていただきたい。そのときに、決してそのハラスメントの解決をしなくていいんです。こういう選択肢あるよということを教えてあげる、そういう役割を担っていただきたい。

それがハラスメントを許さないという意味表示をした結果、こういうことが実現されて、結果としてこういうふうなハラスメントに遭ったとしても、被害が最小限で済む社会というものがつくれるんじゃないかというふうに考えております。

なので、こういった形で、こういったことが実現するためのスピードアップ、あるいは前に進めていただきたいという思いの下にですね、皆さんにはどういう形になるのか分かりませんが、少なくとも市議会議員、市議会ではハラスメントは許さないというふうな意思表示をしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの説明、また、御意見をいただきましたので終了させていただきます。

参考人、續木さんに対する質疑に入ります。

皆さん、質疑がありましたら、挙手をお願いいたします。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 今日はすみません。ありがとうございます。

大変分かりやすい説明をしていただけたと思っています。

冒頭です、10月25日に行われました地域意見交換会での様子から、進めいただいたんですけど、そこです、下江市長のほうからは、市のトップという立場です、ハラスメントはあってはならないとの強い意

識でありますと宣言をされたと思います。

我々市議会にあっても、このハラスメントについては、ハラスメント研修会をですね、議会の中で開催をさせていただく機会も持たせていただく中でですね、この議会議員という立場でやはりハラスメントというのは、決してしてはならないし、あってはならないし、許されるものではない。

こういう意識は当然我々持っておるわけなんですけども、そういうハラスメント、だんだんこの時代の流れの中で、先ほど續木さんが言われていたような、ハラスメントがしにくい環境というのはですね、着実にその方向にあるかな、というふうに私は思っておるわけなんですけども、あえてこの續木さんが今回こうして、あの提言をしていただいた中身にあるように、その意思表示の仕方、これいろんな意思表示の仕方があるかと思いますが、具体的に續木さんが1番この望まれるこの意思表示の仕方というのは、どういったものが1番、こういうのにしてほしいんだというのを、もしあれば教えていただきたいというふうに思います。

○丸山隆弘委員長 續木智志さん。

○續木智志参考人 手法的な話になるとちょっと突っ込まれるのかなと思って、私としてはちょっと二の足を踏んでた部分があるんですが、例えば何か、何とか声明みたいな形で、新城市議会としては、ハラスメントを許しませんという形で声明を出していただければ、私としては非常にありがたいというふうに考えてます。

ただ、そこに関しては非常にお手間とか、何かいろいろあるのかなと思ったので、まずはこの私の陳情が通れば、一つ、一歩進んだのかなというふうには考えています。

さらにはですね、これは本当に理想なんですけども、自治体によっては条例の制定などということもされている自治体もあるようですので、個人的に、もうこれは本当に私の主

観になります、この新城市特有の事情みたいなものがあるんですね、ハラスメントは割と容認されているような、雰囲気というのを感じるんですね。

例えば、職場が地方であるゆえにですね、自分の職場の上司が学校の先輩であったりとか、あるいは消防団の先輩とか、そういった職場外の人間関係が基準にあるゆえに、その乗りで、職場の部下に対しても接するみたいな、先輩だからみたいなことで、まかり通ってしまうような状況なんかも目の当たりにしているので、あまりそこを厳しくやってしまうと、様々な影響が出るのかなと思ってやんわりと、まずは意思表示というふうな雰囲気にしてたんですけど、実際には新城市議会はハラスメントを許しませんみたいなことを何か声明として発表していただければ、今のハラスメントドミノみたいなものに関しても、先手を打ってですね、何かが発覚したときに、ちゃんと我々は取り組んでますと、そういうこともあったかもしれないけども、我々としてはそういう世の中の情勢を踏まえて、そういうことがない社会に向けて動いてますということは、私は議会にとってはプラスになると思うので、そこについては、理想としては声明を発表していただければ1番ありがたいと思ってます。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑ないようであります。
以上で参考人、續木さんに対する質疑は終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

この際、しばらく休憩をさせていただきます。

休 憩 午後2時26分
再 開 午後2時47分

○丸山隆弘委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより請願第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

竹下修平委員。

○竹下修平委員 私、竹下は本請願書につきまして趣旨採択の立場で討論をさせていただきます。

本案件について請願者の説明も聞かせていただいて、趣旨については非常に理解ができました。その上で、請願事項をそれぞれ見ていきますと、私自身まだ実施すべき内容でないもの、また、議会改革の中でも、各議員の個人情報等をどこまで公開するのか、今後議論が深まってから、この請願各事項について議論を深めていく必要があるものを感じました。

また、請願者のほうからもこの手法に捉われず、様々なほかの手法ですね、各議員と市民との距離が縮むために必要な事項、そういったものもお示しいたしました。

そういった趣旨を私自身も、各議員が一人一人実行していくべきだというそういった考えから、本案件について趣旨採択が妥当だという判断をいたしました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論ありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私は、この請願書について採択の立場で討論に参加させていただきたいと思います。

續木氏の請願者の説明をお聞きしましたが、非常に分かりやすく、内容も非常に私としては全部同意ができるものだったからです。特に内容のほうもですね、具体的に議員の顔写真が今と違うとか、親しみがされるようなものじゃないよというふうなところで非常に前向きな提案ばかりであったと思っています。

ます。

SNSのアカウントもつけたらどうか、メールアドレスもつけたらどうかという本当に当たり前の、市民の人がアクセスしたときに見やすかったりとか、分かりやすいというふうな改善点の要望だと思いますので、私は本当にそういったのを聞き入れて採択をして、早く改善のほうをやることだと思いますので、やっただけというふうに思っています。

また、個人情報の個人の問題、確かにありますが、そちらのほうは、續木氏のほうはメールアドレス、メールをまず初めにというふうな御提案だったと思いますので、こちらも私自身、電話番号だとか、住所も含めて今、消すような全体的な流れもありますので、そちらのほうは削除しても、メールだとか、SNSとかで、まず文章のやり取りに重きを置いている議論だったと思いますので、そこら辺にも合致できると思って私自身は全面的に採択をするべきだというふうな立場で討論をいたしました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより請願第4号を採決します。

趣旨採択、採択の討論がありますので、起立により採決をいたします。

初めに、本請願を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、新城市議会にいかなるハラスメントも許さないとの意思表示を求める陳情の討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ただいまの陳情に対しまして、趣旨採択の立場で討論をさせていただきます。

續木さんの説明をいただきまして、非常に分かりやすい説明で大変理解ができました。このハラスメントにつきましては、絶対にあってはならない、許してはならない、これは議員全員の共通認識であると思います。

今後、新城市議会として、このハラスメントの續木さんが提案された内容をですね、実現をしていこうとしたときに、どうしても整備をしていけなくちゃいけない問題が、例えば議員、議会全体でのハラスメントに対する定義がどうであるのか、また声明をどういうふうに形として持っていくのか、もっとも慎重に議論していかなきゃいけない、このタイミングにもあると思いますので、現段階におきましては、今回の請願に対し、陳情に対して趣旨採択としていきたいというふうに思います。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは陳情書の新城市議会にいかなるハラスメントも許さないとの意思表示を求める陳情についてありますが、私は採択をしていただきたいという思いで、討論に参加させていただきたいと思います。

まず、陳情者の續木氏の説明も分かりやすく、非常にハラスメントは今、時代に合っていない、ジャニーズの問題、ビッグモーターの問題、宝塚の問題というところで非常に喫緊の課題になっているということで、私自身も認識をして、採択をするべきではないかというふうに思っております。

あと、皆さんの思いはハラスメントを許してはならないという思いは分かるという形だと思います。誰が聞いてもそうだと思うんで

すが、だったら、すぐにでも市議会として声明なり、宣言をですね、ハラスメントを許さないと、一部だけでもいいですので、それすぐ実現できることだと思いますので、ぜひそれで採択をしていければという思いがしております。

そういう面でも、今、ハラスメントで苦しんでいる市民の方、また国民がいらっしゃいますので、そういった方々にも市議会として、許さないぞというところを指し示す表現が必要かと思い陳情書に全面的に採択をしたいと思って討論に参加いたしました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより本陳情を、趣旨採択、採択の討論がありますので、起立により採決します。

初めに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定しました。

これをもちまして、以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時56分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

議会運営委員会委員長 丸山隆弘